区長会議ICTプロジェクトチームの組織及び運営に関する要綱

1. 要綱の目的

この要綱は、区長会議設置規程第5条第8項に基づき、区長会議ICTプロジェクトチーム(以下「チーム」という。)の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

1. 運営

・区長会議設置規程第7条の規定は、チームの会議及び議事について準用する。

・チームの会議は、随時開催する。

・チームの庶務は、プロジェクトリーダーである区長の所管する区役所において処理する。

1. タスクフォース

(1) 設置

　　・チームにタスクフォースを設置することができる。

・タスクフォースはチームが取り扱う課題について調査及び審議を行い、意見をとりまとめるにあたって、論点整理、課題抽出、課題解決原案の策定を行う。

・タスクフォースにリーダーを置き、チームに属する区長のうちから互選する。

・タスクフォースにおいて必要があると認めるときは、チームに属さない区長をタスクフォースに参加させ意見を求めることができる。

・リーダーは、必要があると認めるときは、タスクフォースの内容に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

1. 運営

・タスクフォースは、リーダーが適宜招集して開催する。

・タスクフォースのなかで意見が分かれたり、疑義が生じた場合は、リーダーはプロジェクトリーダーに報告したうえで、チームで取扱いを決定する。

・リーダーは、タスクフォースにおける資料その他の情報、論点整理等の状況について、メール、イントラネット等を活用し、タスクフォースに属さない区長とも情報共有するとともに、適宜、チームに報告する。

・タスクフォースの庶務は、リーダーである区長の所管する区役所において処理する。

附則

この要綱は、平成26年1月20日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成26年2月4日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成29年4月19日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成29年7月13日から施行する。

附則

この改正要綱は、平成30年４月１日から施行する。